国吉籠城記』 における朝倉軍の侵攻年次について

河村昭

はじめに

叙述した戦記物である。

「国吉籠城記」(書名は多種あるが以下ではこの書名に統一し、略とに集結した郡内村々の土豪たちがこれを撃退した戦いを詳細にして来るのに対して、そのたびに佐柿の国吉城主粟屋越中守勝久のして来るのに対して、そのたびに佐柿の国吉城主粟屋越中守勝久のして来るのに対して、そのたびに佐柿の国吉城主粟屋越中守勝久のして来るのに対して、そのたびに佐柿の国吉城主栗屋越中守勝久のして来る場合は、「国古籠城記」(書名は多種あるが以下ではこの書名に統一し、略

軍の執拗な侵攻をその都度跳ね返し守り抜いた、誇らしい記録としえ物であったと思われる。それは、地域住民が団結して強大な朝倉及んでいるように、おそらく近世の若狭でもっとも広く読まれた戦所蔵されているものは一三本(うち一本は敦賀市の個人旧蔵)にもが近世の若狭で書写されたもので、現在も若狭の個人・機関に須田悦生氏によれば、少なくとも二○本の写本があり、そのほと

長記』の成立年)から諸本中最古の年紀にあたる『向若録』所引本合戦に参加した三方郡佐田の土豪田辺半太夫安次(宗徳入道)が「自会戦に参加した三方郡佐田の土豪田辺半太夫安次(宗徳入道)が「自き記した「田辺半太夫家之日記」があったと推定されている。そしき記した「田辺半太夫家之日記」があったと推定されている。そしき記した「田辺半太夫家之日記」があったと推定されている。そしき記した「田辺半太夫家之日記」があったと推定されている。そしき記した「田辺半太夫家之日記」があったと推定されている。そした、若狭の人々の心を引き付けて止まなかったからであろう。

挿話をいちいち検出するのが本稿の目的ではなく、もっと基本的な例外ではない。ただ、『籠城記』におけるそうした虚構と見られる加えられていくのは軍記物の宿命であり、『国吉籠城記』とてその実体験をもとに叙述したとされる軍記物だけに、信憑性は比較的実体験をもとに叙述したとされる軍記物だけに、信憑性は比較的

の元和三年(一六一七)の間とされている。

どこまで反映しているのかを検証することである。事実関係、すなわち、朝倉軍の三方郡侵攻の年次が果たして史実を

私は先に『若狭武田氏と家臣団』(戎光祥出版、二〇二一年。以私は先に『若狭武田氏と家臣団』(戎光祥出版、二〇二一年。以上ておきたい。

攻年次に疑念を向けた研究は、管見に入っていない。 た。この重要な発見をした松浦氏を含め諸先学の中に、朝倉軍の侵久」とする粟屋越中守の実名は「勝長」であることが明らかにされ久」とする栗屋越中守の実名は「勝長」であることが明らかにされ

永禄六年の侵攻

を撃ちかけるなどして朝倉軍を撃退したとする。国吉城に押し寄せたものの、城兵が大石や古木を落としたり、鉄砲率いられた一○○○余騎が若狭に侵入したが、国境を超えた関山谷で田辺半太夫ら三○○人の防戦にあって一旦退却したあと、翌三日、『籠城記』が伝える最初の朝倉軍侵攻は永禄六年(一五六三)九月

朝倉氏の若狭侵攻の動機について『籠城記』諸本の多くは、「朝

勝

(松永長頼)と共に若狭に侵入した粟屋某こそ勝長のことで、宗

松浦氏は逸見氏の反乱に際して、

永禄三年冬に丹波から蓬雲軒宗

がその時期にあたるかどうかが問われることになる それぞれ威を諍ふ。されども国司武田孫八郎殿の下知に随ふ躰にて 田氏の立場にあった時期の出来事でなければならず、永禄六年九月 たはずである。そうであれば、朝倉氏の若狭侵攻は粟屋勝長が反武 久(以下では史実に従い勝長とする)を討伐しようとする戦いであっ にあった。したがって、仮に朝倉氏の国吉城攻撃が史実ならば、そ うに、固い同盟関係、というより、武田氏が朝倉氏に依存する関係 見昌経の反乱に際して、武田氏の要請に応えた朝倉氏が敦賀郡司朝 る。しかし、永禄期の朝倉氏と武田氏は、永禄四年、武田氏重臣逸 **倉氏の国吉城攻めは、すなわち武田氏に対する攻撃ということにな** 主を孫八郎〈元明〉とするのは間違いで正確にはその父義統)、朝 つつも武田氏の配下にあった、としているので(当時の武田氏当 居たりけり」(元禄本)、すなわち、若狭の土豪たちは独立性を保ち しようとした具体的動機を何も語っていないのである。 田辺本・明和本など)。要するに、『籠城記』は朝倉氏が若狭に侵攻 めようと」と叙述し始める本も少なくない(河崎本・新庄民具館本 おらず、それさえもなく、いきなり「粟屋勝久の籠もる国吉城を攻 **倉義景が若狭を攻め取ろうとして」という漠然とした説明しかして** れは逸見氏の乱と同様、 倉景紀率いる一万一○○○もの援軍を送って鎮圧に成功しているよ 『籠城記』は「若狭の国侍ども、その郡その在々に城郭を構へ、 武田氏の要請で、 武田氏に従わない粟屋勝

受けるに至ったとしている。

受けるに至ったとしている。

一受けるに至ったとしている。

では同郡の土豪田辺又四郎に名田などを安堵しているように、これには同郡の土豪田辺又四郎に名田などを安堵しているように、これ勝が大飯郡に入ったのに対して勝長は三方郡に侵入し、翌四年五月勝が大飯郡に入ったのに対して勝長は三方郡に侵入し、翌四年五月

この松浦氏の所説によれば、栗屋勝長が朝倉氏の攻撃を受ける理由は矛盾なく説明できるが、拙著で述べたように、永禄四年五月に田辺又四郎に安堵状を発給している勝長が、前年丹波から三方郡に起前を出陣した朝倉軍が三方郡を通るときに必ずや勝長との間ででの合戦について一切語っていないのは、当時の勝長は反武田氏の立場になかったことを示唆している。つまり、永禄三年に若狭に侵入した栗屋氏は勝長ではなく別の牢人と思われ、勝長はもっと以前入した栗屋氏は勝長ではなく別の牢人と思われ、勝長はもっと以前から三方郡に入っていたと推測したい。

つまり、永禄六年九月はもとより、同八年冬(「旧冬」)まで、朝倉していることが見えることからうかがえる(詳しくは拙著参照)。日付で朝倉氏家臣安田忠治が若狭の奉公衆本郷信富に宛てた書状に日付で朝倉氏家臣安田忠治が若狭の奉公衆本郷信富に宛てた書状にてはいない。そのことは、永禄九年の可能性が高い年欠正月二十五ではいない。そのことは、永禄九年の可能性が高い年欠正月二十五ではいない。そのことは、永禄九年の可能性が高い年欠正月二十五ではいない。

いのである。 氏が武田氏の要請で国吉城の粟屋勝長を攻める必然性は認められな

とは思えない。 とは、一乗谷を訪れた大

一 永禄七年の侵攻

が明確に語っている。

『籠城記』が伝える二度目の朝倉軍侵攻は永禄七年九月上旬(松

廿五日、義景御馬納、同二日、景垙孫九郎御自害、十二日、義景被出御馬、(中略)名一、永禄七年予九月朔日、景鏡・景隆両大将ニテ、加州へ御出陳、

に加賀の陣中で自害している彼が、同月上旬に敦賀兵を率いて若狭朝倉景垙はときの敦賀郡司であり、大将の地位を争って九月二日

攻められる理由はない。対立していないのであるから、武田氏と同盟関係にある朝倉氏からに出陣できるはずもないし、なにより、当時の粟屋勝長は武田氏と

は明らかであろう。
以上で、永禄七年九月の朝倉兵による若狭侵攻があり得ないこと

三 永禄八年の侵攻

城に夜討ちを敢行して敵を退散させたとする。(松金本は十二月二十七日)、栗屋勝長の指示で、朝倉方の中山の付耳荘一帯で放火・略奪などをくり返したのに対して、九月二十七日明倉軍の第三次侵攻は永禄八年八月下旬 (松金本は九月八日) で、

はずがなく、『籠城記』の創作とみなさざるを得ない。対関係になかったと思われるので、国吉城が朝倉氏から攻められるこの年の九月も、一節で指摘したように、栗屋勝長は朝倉氏と敵

四 永禄九年の侵攻

よる抵抗にあって敗れ、佐田村に退却したとする。改鋳するなどしたが、国吉城に攻め寄せたとき、城兵の火矢などに監倉山に付城を築いて周辺で狼藉を働き、社寺を破壊し鐘を弾丸に武長甲本は翌十年のこととして叙述)、朝倉軍が佐田村に押し寄せ、武権城記』は永禄九年八月下旬(松金本は七月二十日とし、元禄本・

り同地に留まった。 り同地に留まった。 り同地に留まった。 の一年会 り同地に留まった。 の一年会 の一年。 の一年会 の一年会 の一年会 の一年会 の一年会 の一年。 の一年会 の一年。 の一年 の一年。 の一年。

たのではないかと思われる。敦賀逗留中の義秋の若狭出兵となると、とから、佐柿国吉城の栗屋勝長も彼らに同調、というより、その勢とから、佐柿国吉城の栗屋勝長も彼らに同調、というより、その勢とから、佐柿国吉城の栗屋勝長も彼らに同調、というより、その勢成から見てむしろ主導的な役割を演じたのではないかと推測される。その確証はないが、ただ一点、勝長が反義統派に転じたことをうかがわせる史料がある。それは(永禄十年)二月二十四日付で足方ががわせる史料がある。それは(永禄十年)二月二十四日付で足方ががわせる史料がある。それは(永禄十年)二月二十四日付で足る。その確証はないが、両氏とも三方郡に本拠を置く国人であることだけ判明しているが、両氏とも三方郡に本拠を置く国人であることには対しているが、大のではないかと思われる。教行に対している。

統派の形成時にまで遡るとの想定は許されよう。ということを意味する。そして、それは前年八月頃に始まった反義は反義秋の立場にあったことになり、それはすなわち、反武田義統は反義秋の立場にあったことになり、それはすなわち、反武田義統の東屋勝長となろう。つまり、この時点で勝長現実には敦賀の朝倉軍による三方郡侵攻ということになり、当然そ

朝倉) ととして描いているように、永禄九年侵攻説も盤石ではない。 ないし、 と反義統派の衝突直前というタイミングで、反義統 年八月下旬の朝倉軍の若狭侵攻も可能性が出てくる。 ようとするのは自然に理解できるからである。 以上のことがすべて認められるならば、『籠城記』にいう永禄九 派、 元禄本・武長甲本は他本が永禄九年とする侵攻を十年のこ すなわち親三好政権派に転じた勝長を、 但し、 朝倉氏が攻撃し (=反義秋、 まさに義統派 何一つ確証は 反

五 永禄十年の侵攻

わめて簡単な記述で済ませている。 『籠城記』諸本の多くは、十年の侵攻について、次のような、き

刈、散々ニ荒廻リケル。其時国吉へハ不」寄ケル(河崎本)B一、永禄十年丁卯八月下旬ニ、大勢馳来駈倉山ニ籠居、田畠ヲ

年の記事内容を、そのまま同十年のこととして叙述する。また、明一方、先にふれたように、元禄本と武長甲本は、他の本の永禄九

いう想像さえしたくなる。
いう想像さえしたくなる。
いう想像さえしたくなる。
のいう同十年のどちらかしかなかったというのが真相で、二年連なかったことにして、極端に簡略化してしまったのではないか、となかったことにして、極端に簡略化してしまったのではないか、二年連なかったことにして、極端に簡略化してしまったのではないか、二年連なかったことにして、極端に簡略化してしまったのではないから、

八月に朝倉氏から攻められる理由はないのである。

八月に朝倉氏から攻められる理由はないのであるから、その年のの一方に朝倉氏から攻められる理由はないのであるから、その年のの一方に朝倉氏が出兵と同じ立場になったのであるから、その年のの一方に朝倉氏がら、山県秀政との連署奉書を発給している。つまり、高いの命を奉じる、山県秀政との連署奉書を発給している。つまり、高いの命を奉じる、山県秀政との連署奉書を発給している。つまり、山県氏の命を奉じる、山県秀政との連署奉書を発給している。

六 永禄十一年の侵攻

武田元明をだまして越前に連れ帰ったとする。大倉見城の熊谷大膳(直之)を攻めたが攻めきれず、小浜に進んで三月五日、元禄本は四月初めとする)、このときは国吉城は通過し、朝倉氏の最後の若狭侵攻は永禄十一年八月中旬とされ(松金本は

が高い。但し、この度の若狭侵入は国吉城攻撃が目的ではなく(攻るし、その時期も『籠城記』のいう永禄十一年八月であった可能性朝倉氏による武田元明の越前連行自体は確証が得られる史実であ

香の足がかりを築こうと決意させるに至ったのではあるまいか。 をと思われる。すなわち、織田信長の誘いで一乗谷を去った足利義 にと思われる。すなわち、織田信長の誘いで一乗谷を去った足利義 の方供奉を求められる屈辱感は容易に想像される。そうした義景の から供奉を求められる屈辱感は容易に想像される。そうした義景の が境が、この際、武田家の御曹司を完全に手中にすることで若狭併 で境が、この際、武田家の御曹司を完全に手中にすることで若狭併 で境が、この際、武田家の御曹司を完全に手中にすることで若狭併 で着の足がかりを築こうと決意させるに至ったのではあるまいか。

仮にこの九年の侵攻が事実としても、強く疑問が持たれるのは、倉氏の若狭侵攻を検討してきたが、同時代史料で裏付けられるのは、十一年の武田元明越前連行のみで、他はまったく確証を欠いている。年の若狭侵攻を検討してきたが、同時代史料で裏付けられるのは、別上、『籠城記』のいう永禄六年から同十一年までの六次に及ぶ朝以上、『籠城記』のいう永禄六年から同十一年までの六次に及ぶ朝

ければならない。それでは、史実としての朝倉軍の三方郡侵攻は 構ではないかとの疑念さえ抱かれるのであるが、それはあり得ない つなのかが、次に問われなければならない。 くの潤色を重ねていったにせよ、この「作品」が生まれたと考えな るが、朝倉軍の三方郡侵攻は間違いなくあったからこそ、たとえ多 田辺家や野崎家に関係文書が伝わらない事情は別途考える必要があ れらをふまえれば、『籠城記』にいう朝倉氏の侵攻はまったくの虚 家も五通の中世文書を伝えるが、永禄期のものはまったくない。こ 記』にしばしば登場する佐野村の野崎備前守の子孫、 書が一通も見当たらない点である。また、田辺半太夫と共に『籠城 とえば粟屋勝長の感状といった永禄期の朝倉軍との戦闘に関する文 粟屋勝長安堵状 [籠城記] の作者とされる田辺半太夫の後裔の田辺半太夫家には、 (注6)を含む中世文書を一四通も伝えながら、た 野崎宇左ヱ門

七 史実としての朝倉軍の三方郡侵攻

可有御申候、信長不相働候とて、可有御延引段、去迚者歎敷子 (a) 其曲次第候、然者被残申御人数、早速当表御出勢被仰付候様ニ 貴所在谷其外使者付置雖申入候、其段被打捨、如此之儀近比無 貴所在谷其外使者付置雖申入候、其段被打捨、如此之儀近比無 以之後、 其曲次第候、然者被残申御人数、早速当表御出勢被仰付候様ニ 其曲次第候、然者被残申御人数、早速当表御出勢被仰付候様ニ

細

将又魚備就此表儀、

御屋形様不可有御借由候、

万事致言

上候ハて不可叶候、 委曲伊吹平左近申含趣、能々被聞届可被相達候、恐々謹言 御無人にて成共御出陣候様ニ内々可被仰届

八月十二日 長政 (花押)

D去十九日若州於早瀬村御合戦候処、 \類高名御忠節無是非候、満足大慶此事候、追而可申候也、謹言; 服部入道 分捕之趣従景通注進 候、 無

九月廿二日

(花押影)

野村七兵衛尉とのへ

E今度若州表へ為使令着陣、於早瀬城分捕神妙候、 用候、 猶蔵地助左衛門可申候、恐々謹言、 弥可抽忠切事

十一月廿九日

景初 (花押影

野村七兵衛尉とのへ

F 34 (包紙ウハ書略

祝着之至候、委細小林備中守可申候、恐々謹言 就若州表帰陣儀、芳札巻数幷雨宝童子尊像・同啓白給之候、

十一月廿三日 義景 (花押

永安寺

G 35 (包紙ウハ書略

随而拙者へ御巻数幷青銅廿疋拝受、恐悦之至候、自是同卅疋令 就帰陣之儀、 義景江御状之通申聞候、 祝着之旨以直札被申候

> 進献候、 表御音信迄候、 猶期来信令省略候、 恐惶謹言、

十一月廿三日

永安寺

尊報

にC~Gの語るところを見ておこう。 れも元亀元年にはふさわしくない。今、年次の特定を後に回し、先 十二月に和議を結ぶまで信長勢と対峙していたので、C~Gのいず るが、この年朝倉氏は九月二十日に浅井氏と共に南近江に出兵し、 『福井県史』資料編2は右の文書をすべて元亀元年と推定してい

推測される。 現実となり、朝倉軍は九月には三方郡に侵攻し、同月十九日の早瀬 援軍として派遣してほしい、と懇願している。長政の聞いた情報は から三か月近く在陣していたことになり、相当苦戦していたことが F・Gから知られる。 臣である。そして、朝倉軍が帰陣したのは十

一月下旬だったことが 村合戦で朝倉方の野村七兵衛尉が戦功を挙げたことを示すのがD 比無其曲次第候」と恨み節を吐きつつ、兵をいくらか残して近江に から支援を頼んでおいたのに、それを「打ち捨て」られたのは「近 若狭に出兵するらしいと聞いた長政が、信長の襲来に備えてかねて Cは浅井長政がおそらく朝倉氏重臣に宛てた書状で、朝倉義景が つまり、 朝倉軍は九月(もしくは八月下旬)

ていた年次はいつがふさわしいだろうか。元亀元年でなければ、 それでは、 九月から十一月下旬まで朝倉氏が若狭三方郡に在陣 同

河村 『国吉籠城記』における朝倉軍の侵攻年次について

F・Gと矛盾する。したがって、消去法によりC~Gの年代は元亀一万の先鋒隊が七月十八日に小谷城に着陣しているので、Cと矛盾するし、朝倉軍の近江から越前への撤兵が十二月三日というのも、『歌の大子のので、 Cと矛盾の名し、朝倉軍の近江から越前への撤兵が浅井氏支援に送った(第)の年(天正元年)は八月に朝倉氏が滅びるので、選択肢は同二年と四年(天正元年)は八月に朝倉氏が滅びるので、選択肢は同二年と四年(天正元年)は八月に朝倉氏が滅びるので、選択肢は同二年と四年(天正元年)は八月に朝倉氏が滅びるので、選択肢は同二年と四年(天正元年)に

二年となる

(象) に近江に出陣しているの(象) に近江に出陣しているので、Cは信長襲来を前にした浅井氏の緊張感、切迫感を伝えているで、Cは信長襲来を前にした浅井氏の緊張感、切迫感を伝えているで、Cは信長襲来を前にした浅井氏の緊張感、切迫感を伝えているで本格的な攻撃はせず、戦闘には至っていない。そして八月二十八日になった。朝倉氏が当初浅井氏の要請に正面から応えず、若狭に出になった。朝倉氏が当初浅井氏の要請に正面から応えず、若狭に出になった。朝倉氏が当初浅井氏の緊張感、切迫感を伝えているのなくなったので、当初の予定通り、若狭に侵攻したのであろう(いずれにしても敦賀までは出陣していたであろう)。

あったことになる。三か月近くにも及ぶ対朝倉戦は、相当の激戦がの立場にあったからに他ならない。元亀元年十月時点でも信長がであったので、同年九月から三方郡に朝倉軍が侵攻する必然性はの立場を堅持していた。また、勝長は翌元亀二年十月時点でも信長方の立場を堅持していた。また、勝長は翌元亀二年十月時点でも信長方の立場を堅持していた。また、勝長は翌元亀二年十月時点でも信長方の立場を堅持していた。また、勝長は翌元亀二年十月時点でも信長方の立場を堅持していた。また、勝長は翌元亀二年十月時点でも信長方の立場を駆けていた。

は十分考えられる。 想像され、まさに『籠城記』の描く状況が現実に起きていた可能性

に次のように見える。 元年)四月〜五月にもあった可能性がある。すなわち『越州軍記』 朝倉軍の若狭侵攻は元亀二年九月〜十一月の他に、同四年(天正

田愛二、元亀四年三月上旬二、信長殿京都へ上洛ノ由聞へケレバ、 「定テ帰洛ノ砌リ、若州ヨリ敦賀郡へ相向ヒ玉フ事モヤアラン」 「定テ帰洛ノ砌リ、若州ヨリ敦賀郡へ相向ヒ玉フ事モヤアラン」 「定テ帰洛ノ砌リ、若州ヨリ敦賀郡へ相向ヒ玉フ事モヤアラン」 「定テ帰洛ノ砌リ、若州ヨリ敦賀郡へ相向ヒ玉フ事モヤアラン」 「定テ帰洛ノ砌リ、若州ヨリ敦賀郡へ相向ヒ玉フ事モヤアラン」

一乗谷に帰陣した、という。

絡は次の文書から裏付けられる。いが、その周辺の傍証史料は存在する。まず多胡氏と朝倉氏との連右の記事のうち、朝倉軍の若狭侵攻を直接裏付ける一次史料はな

委細鳥居兵庫助・高橋新介可申候、恐々謹言、 其方城之儀者此方人数申付、差越候之間、堅固可申談事肝用候、船加勢之旨、先以可然候、重而急度合力尤候、佐左馬用客同前候、 (著)

三月十八日 義景 (花押)

多胡宗右衛門尉殿

J就信長上洛、 江北表普請依申付延引候、 坊差越候、猶鳥居兵庫助・高橋新介可申候、 入置候様、急度於才覚者、 軍勢幷人足等往還不輒之条、 公儀御難儀条、 対 仍和邇・打下其外拘切取敵城之間 ` 彼要害共令一味、 公私可為忠節候、 可致参陣之旨、 恐々謹言 如先年此方人数 雖被 委細申含西楽 仰下候、

卯月七日 義景 (花押)

多胡宗右衛門尉殿

冒頭部分から、朝倉氏が多胡氏から信長の動きに関する情報を度々は『福井県史』資料編2の傍注通り元亀四年とみてよい。まずIの右の二通とも、内容的にHと無理なく関連させられるので、年紀

得ていたことが知られる。ただ、このI・JとHの記述には若干の をから岐阜に帰るのに若狭・敦賀を経由するかもしれない」と知ら されたとしているのは、朝倉氏の若狭出兵の背景を説明するための 布石であろうが、信長の帰国ルートとして不自然であるし、そもそ も多胡が朝倉氏に注進していたのは、Iによれば「其表」、すなわ ち多胡のいる西近江への信長方の攻撃情報であって、信長の京都か らの帰国ルートに関するものではない。Iの後半に「其方城之儀者 此方人数申付、差越候」とあることからすれば、むしろ多胡側が信 長方からの攻撃に備えて朝倉氏に援軍の要請をしていたというのが 長方からの攻撃に備えて朝倉氏に援軍の要請をしていたというのが 長方からの攻撃に備えて朝倉氏に援軍の要請をしていたというのが 長方からの攻撃に備えて朝倉氏に援軍の要請をしていたというのが

ら四月上旬にかけて、 る。 下旬に近江志賀方面への出陣が命じられていたからである。しかし、 すぎないようである。 島市)が敵方に抑えられていて兵を動かせないことなどを挙げてい 丁によれば、義景は四月上旬になっても南近江への出張ができずに らずとも、信長との対決を決定的にした足利義昭から、すでに二月 裏付けられよう。ただ、朝倉氏が出陣したのは、多胡からの要請な の西福寺や善妙寺が義景から禁制を入手していることで、ある程度 の城、もしくは浅井氏の属城の普請カ)や、和邇 いて、その理由 朝倉氏が敦賀まで出陣したという点は、この年四月に、敦賀郡内 したがって、朝倉軍本体は、 (口実) として「江北表普請」(浅井氏支援のため せいぜい浅井氏のための城普請をしていたに 敦賀郡から動いておらず、三月か (大津市)・打下(高

としていたのではないかと推測される。 隊とは別の部隊を若狭佐柿に派遣して、 所を『信長公記』(巻六)が列挙する中に「若州粟屋越中所へさし 長の勝利が決定的となった八月十三日に落城した朝倉方の城一〇か 倉軍が三方郡に侵攻したのは事実とみてよいのではあるまいか。 は確証が得られないが、少なくとも八月に、本隊ではないにせよ朝 向ひ候付城」が見える。このことから、 る信長と浅井・朝倉連合軍との最終決戦において、 氏が果たして若狭に兵を向けたかどうかであるが、これを裏付ける 次史料は残念ながら見あたらない。ただ、このあと八月から始ま そうした中で、 Н 0) 『越州軍記』 のいうように、 栗屋勝長の動きを封じよう 朝倉氏は江北に展開する本 したがって、 刀根坂合戦で信 四月中旬に朝 四月について 倉

する評価は、二年前の元亀二年九月~十一月の対戦で苦戦を強いら 月 は勝長の動きを封じるために付城を構築していたとしても不自然で うように、この年四月にも三方郡に侵入して国吉城を攻撃、 をいかに脅威に感じていたかを示しており、『越州軍記』(H)のい を割いて三方郡に送り込んだとすれば、それは、 れた経験から生まれたのかもしれない。 はない。 の二回侵攻があったことになる。なお、 仮に朝倉氏が江北における信長軍との決戦を前にして、兵の一部 もしそうであれば、 元亀四年 (天正元年)には、四月と八 朝倉氏の勝長の戦力に対 朝倉氏が粟屋勝長 もしく

諸本も、永禄七·八年の侵攻時に朝倉軍が構築した付城として「芳城」はHの「中山ト云処ニ」構えた付城のことであろうが、『籠城記』ところで、『信長公記』にいう「若州粟屋越中所へさし向ひ候付

城記』は史実を正しく反映しているといえる。寺山」(多数)などと伝えていて、この中山の付城に関しては、『籠春寺上、中ノ山」(松金本)、「宝春寺の上、中山」(文政本)、「宝春

軍の三方郡侵攻は史実と認めてよかろう。かに国吉城に対する朝倉方の付城があったことから、この年の朝倉以上、元亀四年は、四月の侵攻の確証はないものの、八月には確

むすび

『国吉籠城記』が伝える永禄六年から同十一年までの六次にわたる朝倉軍の三方郡侵攻について逐次検証した結果、史実の確度が高しては認め難く、特に永禄七年と十年はあり得ない。しかし、この『籠城記』がまったくの白紙から創作されたものではなく、一定の史実が基礎にあったはずで、それが元亀二年と同四年の侵攻だったのではあるまいか。また、永禄九年についても、『籠城記』が永禄年間にこだわっているように思われるので、この年にもあったのかもしにこだわっているように思われるので、この年にもあったのかもしれない。

いたという、輝かしい地域の歴史を後世に伝えようとして生まれた長の国吉城に集結して、度重なる朝倉軍の侵攻によく耐え、守り抜貶めるのは正しい態度ではない。本書は三方郡の土豪たちが粟屋勝野がるのは正しい態度ではない。本書は三方郡の土豪たちが粟屋勝いたという、輝かしい地域の歴史を後世に伝えようとして生まれた

攻の年次を語るのは危険であることを主張したかったのである。とを認めた上で、この『籠城記』のみを根拠に、朝倉軍の三方郡侵地域最初の『文学作品』たる名誉を担っている」のである。そのこものであって、須田氏が指摘するように、「庶民の手になる、美浜

注

- (1)『国吉籠城記』については、a須田悦生校訂『若州三潟郡国吉籠城記』(福井県美浜町文化財保護委員会・同町教育委員会、一九七〇年)、『わかさ美浜町誌』第八巻(二〇〇四年)b第一章第二節「『国吉籠城記』の世界」、c第三節「小浜市立図書館蔵元禄五年本『若州三潟郡佐柿国吉城合戦記』全注釈」、d は 加藤美千代氏執筆)。同書の一部を引用する場合は c・d に拠った。なお、国吉城という名称は同時代史料にはなく、当時は佐柿城と呼ばれていたのではないかと推測されるが、本稿では便宜的に通称の国吉城を使用する。ちなみに、近世の史料ながら『丹羽歴代年譜附録』の「粟屋越中守勝久ノ伝」(『大日本史料』十一編之十九〈以下『史料』一一一九のように略記〉、二一一頁)では「若州佐柿城主」とし、後掲史料田でも「沙木ノ城」する。では「若州佐柿城主」とし、後掲史料田でも「沙木ノ城」する。
- (2) 前注 b。以下、須田氏の所説はすべてこれによる
- 以下松浦氏の所論はすべてこの論考による。

 「〇二〇年)。松浦氏によれば、『籠城記』諸本の中で粟屋越中守の実名を二〇二〇年)。松浦氏によれば、『籠城記』諸本の中で粟屋越中守の実名を、以下松浦義則「戦国末期若狭支配の動向」(『福井県文書館研究紀要』一七、
- (4)大野康弘氏は、『籠城記』に含まれるフィクション性を抽出しつつも、

永

- (「粟屋越中守勝久と国吉籠城戦」『若越郷土研究』五四―一、二〇〇九年)。禄六年以降六次にわたる朝倉軍の侵攻そのものはまったく問題としていない
- (6)永彔四年五月八日粟屋勝長安者犬(『冨井県史』資料編8〈以下でま『夏(5)「当国御陳之次第」(『福井市史』資料編2)、『厳助大僧正記』 永禄四年六月条。
- 史』8のように略記〉田辺半太夫家文書八号)。(6)永禄四年五月八日粟屋勝長安堵状(『福井県史』資料編8〈以下では『県
- 永禄元年頃勝長を佐柿に送り込んだと推定した。 家臣のいない東部(山西郷・山東郷)の統治を強化するため、武田義統が(7) 拙著では、ともすれば武田氏に反抗的な態度の見える三方郡、特に譜代
- (8) 『県史』 2、本郷文書一七四号(以下同文書は文書番号のみ示す)。 松浦(8) 『県史』 2、本郷文書一七四号(以下同文書は文書番号のみ示す)。 松浦
- (9)「永禄五年一乗谷曲水宴詩歌」(『続群書類従』一五下、和歌部)。
- (1)「秋十五番歌合」(『群書類従』 一三、和歌部)。
- (11) 松原信之『越前朝倉氏の研究』(三秀舎、二〇〇八年) 二七八頁。
- 項に「加州出勢時、大将相論恨、自害」とある。(12)浅羽本「日下部(朝倉)系図」(『続群書類従』七下、系図部)の景垙の
- 2はこの文書の年紀比定を避けているが、後注(15)(17)の文書などと総(44)年欠八月十五日本郷信富宛武田義統書状(本郷文書一七○号)。『県史』

- 合すれば、永禄九年がもっともふさわしい。
- (15)年欠八月二十二日白井勝胤宛武田殿父子及取合乱逆と云々」とある。(16)『多聞院日記』永禄九年閏八月三日条に「去廿九日夜、上意様ハ矢嶋ヲ定していないが、注(17)文書と前注文書を総合して永禄九年とみなした。(15)年欠八月二十二日白井勝胤宛武田義統感状(『県史』 2、白井家文書四
- 「去八日至越州敦賀退座候」とある。(18)(永禄九年)九月十三日足利義秋御内書(『上杉家文書』一一三〇号) に

<u>17</u>

武田信方が本郷信富・同方秀に送った(永禄九年)閏八月二十五日付書

(本郷文書一六六号) に、「昨日此表之儀、敵悉退散」とある。

状

- 州軍記』はすべて同書に拠る)は十一月二十一日とする。は十月二十一日、『越州軍記』(日本思想大系『蓮如 一向一揆』、以下『越(19)義秋が敦賀から一乗谷に移った期日について、史籍集覧本『朝倉始末記』
- (20) 永禄九年十一月、武田義統派だったことがわかる。 (20) 永禄九年十一月、武田義統派「今度の勲功」の賞として三方郡岩屋村を 白井勝胤に宛行った際、「万一於向後入江雖企愁訴、謀叛人令同意之上者、 白井勝胤に宛行った際、「万一於向後入江雖企愁訴、謀叛人令同意之上者、 に加わっていることは明らかである。また、同年九月に熊谷統直が義統方 に捧げた起請文(『県史』 9、大成寺文書八号)の第二条に、「義統様就今 度之儀、 御意三背申候族・縁者・親類・同名之者申□間敷之事」とあるので、 統直を除く熊谷氏が反義統派だったことがわかる。
- 狭郡県志』によると、田井村(若狭町田井)に入江左京の屋敷があったと伝える。二五五~二五八頁、拙著第Ⅱ部第二章6など参照)。また入江氏については、『若町井崎)を築いたとされている(大森宏『戦国の若狭』私家版、一九九六年、町井崎)を築いたとされている(大森宏『戦国の若狭』私家版、一九九六年、町井崎)を築いたとされている(大森宏『戦国の若狭』私家版、一九九六年、

- (22)『上杉家文書』 一一三一号。
- 23 既に死没していて、あとに残された六歳の孫犬丸が勝長らによって推戴されて いることを示唆していると思われることなどから、四月八日説を採る。 げていない。拙著で指摘したように、永禄十年七月二十七日付粟屋勝長・豊持 生の日と伝えられていて問題があり十一月九日の可能性を増す」という以 田系図」など)と同年十一月九日説(仏国寺本「武田家系図」など)があ 山県秀政連署奉書(白井家文書四九号)に「御曹司様」とあるのは、 上の根拠を提示しているわけではなく、十一月説を裏付ける積極的な論拠も挙 出版、二〇一六年〉)。しかし、米原氏が四月八日説を退けるのに「釈迦誕 るが、米原正義氏は十一月九日説を採り(『戦国武士と文芸の研究』桜楓社、 九七六年、四七三~四七四頁)、木下聡氏もこれを支持している(「総論 若狭武田氏の研究史とその系譜・動向」〈同氏編著『若狭武田氏』 武田義統の死没日については永禄十年四月八日説(『系図纂要』所収 一戎光祥 義統は 武
- (24) 白井家文書四八·四九号。
- 御悃意之由」とある。 朝倉文書一号)に「既孫犬丸名代断絶眼前候之処、貴国被相招、種々被加朝倉文書一号)に「既孫犬丸名代断絶眼前候之処、貴国被相招、種々被加く25)(元亀元年カ)六月十五日朝倉義景宛武田信玄書状(『県史』2、愛知県
- (26) 松金本のいう三月五日は、同月八日に足利義秋が朝倉義景の母広徳院邸(26) 松金本のいう三月五日は、同月八日に足利義秋が朝倉義景の母広徳院邸の八月とみてよい。
- (27) 『足利季世記』巻七。
- (28) 朝倉義景が永禄十一年七月から九月の間に公家様の花押に変えているのは

(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館古文書調査資料1『朝倉氏五代の発給文

(29)『県史』8、野崎宇左ヱ門家文書一~五号。なお、同文書一号は大永五年書』一六六・一七一号)、彼のそうした心境を反映しているのかもしれない。

- (30) 『県史』8、野崎宇左ヱ門家文書一~五号
- (31) 『県史』 2、京都大学文学部博物館古文書室所蔵古文書纂八号。
- (32) 同書、金沢市立図書館所蔵野村文書三号
- (33) 同文書四号。
- (34) 『県史』 2、尊経閣文庫所蔵文書七七号。
- (35) 同文書七八号。
- 十二月十四日条。
- 文書)に「越前衆先勢ハ万計も大谷(小谷)へ昨日着陣之由候」とある。(37)(元亀三年)七月十九日慎生千介書状(『史料』一〇―九、三〇三頁、山中
- 勢ヲ置キ、同十二月三日ニ帰陣ナサレケルトナリ」とある。 (28)「年代記抄節」元亀三年十二月三日条(『史料』一○一一○、三六九頁)に「朝(38)「年代記抄節」元亀三年十二月三日条(『史料』一○一一○、三六九頁)に「朝

- (39) 『信長公記』 巻四。
- (40) 同右。

(41) 同右。

- (42)信長が本郷信富に宛てた(元亀元年)十一月二十四日付書状(本郷文書 一七二)によると、当時の若狭は「無是非題目」、すなわち大半の国人が朝倉方となってしまったが、「入江・中村・栗屋小次郎無別条」との報告を本郷から聞いており、これらの諸氏が信長方に留まっていることが知られる。が(『県史』 9、神宮寺文書五八)、この「所々」として挙げられているのは栗屋越中(勝長)を始め、内藤筑前守とその家中、熊谷氏の家中らで、いずれも信長方だったために朝倉氏から神宮寺からの収取分を闕所とされたと見ることができるので、この時点での勝長の政治的立場が確認できる。たと見ることができるので、この時点での勝長の政治的立場が確認できる。
- (4)『県史』2、尊経閣文庫所蔵文書八六号。
- に「木カ」と傍注を付すが、『朝倉氏五代の発給文書』(注28)二五九号に従った。(45)同文書八七号。この文書の「打下」の部分を『県史』2は「朽下」と読み、「下」
- (46)『県史』8、西福寺文書二三四号・善妙寺文書二五号。
- ている(『史料』一〇―一四、一四三〜一四四頁、牧田茂兵衛氏所蔵文書)。申聞、馳走此節候、六、七千至志賀表打出候へハ、其日一国平均成事候也」と言っ(幻)足利義昭は、元亀四年二月十九日付の御内書(宛所欠損)で「義景同名各